

医療介護提供体制改革推進交付金により造成した基金を活用して実施した事業(介護施設等の整備に関する事業に係る分)において基金の使用が過大

2件 不当金額(支出) 705万円

1 基金事業の概要

医療介護提供体制改革推進交付金は、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」等に基づき、都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関して作成した計画(都道府県計画)に定める事業を支援するために、都道府県が行う基金の造成に必要な経費の2/3に相当する額等を国が交付するものである(造成された基金を「確保基金」)。

都道府県は、「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」(管理運営要領)に基づき、都道府県計画の範囲内で、必要に応じて、確保基金を活用して行われる事業(基金事業)に必要な経費を確保基金から取り崩して、基金事業を実施する事業主体に対して助成するなどしている(確保基金から取り崩して助成したものを「県助成金」)。

基金事業の対象は、管理運営要領により介護施設等の整備に関する事業等の5事業とされており、このうち、介護施設等の整備に関する事業の対象は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の介護施設等の開設時等に必要の初度経費を支援する介護施設等の施設開設準備経費等支援事業(開設準備支援事業)等とされている。

都道府県は、管理運営要領に基づき、県助成金の交付申請の事務手続等に関する助成要綱(管理運営要領と助成要綱を合わせて「管理運営要領等」)を定めて、管理運営要領等に基づき、市町村が事業主体の実施する開設準備支援事業等に対して助成金を交付する事業を対象として、県助成金を交付している。

開設準備支援事業に係る県助成金の交付額は、管理運営要領等に基づき、介護施設等の区分ごとに所定の額の範囲で都道府県知事が定める額に施設数等を乗じて得た額と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とすることなどとなっていて、開設準備支援事業の対象経費は、初度経費に該当する備品購入費等とされている。

2 検査の結果

2県の2市の2事業主体は、開設準備支援事業において、初度経費に該当しない経費を含めて対象経費の実支出額を算定していたため、県助成金計1058万円(交付金相当額705万円)が2県の確保基金から過大に取り崩されて使用されていて不当と認められる。

部局等	補助事業者	間接補助事業者等	補助事業等	年度	基金使用額	左に対する交付金相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額	摘要
厚生労働本省	埼玉県	和光市 長谷川介護サービス株式会社(事業主体)	医療介護提供体制改革推進交付金	平成28	円 1030万	円 686万	円 730万	円 486万	補助の対象外
同	千葉県	千葉市 有限会社鎌野(事業主体)	同	27	1027万	685万	328万	218万	同
計		2事業主体			2057万	1371万	1058万	705万	